

I 現状と課題

1 農業用ため池の現状

- ・ため池は、降水量が少なく大きな河川に恵まれない地域の農業用水を確保するため築造。
- ・県内には全国で 2 番目に多い約 19,600 箇所[※]が存在し、多くは江戸時代以前に築造。
- ・貯水量 1,000m³未満の小規模なため池が約 7 割。

※ ため池データベースでの登録箇所数 (H31.3 末時点)

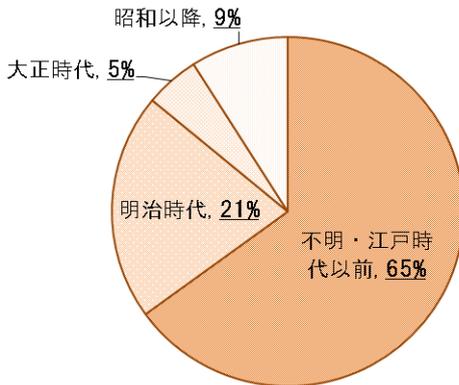


図1 築造時期の割合

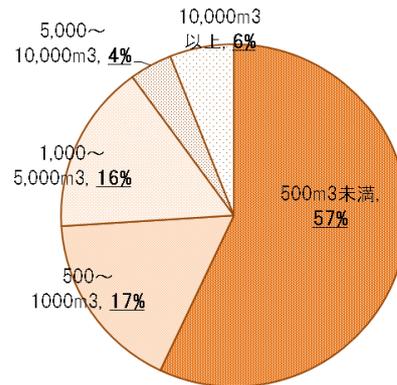


図2 貯水量の規模の割合



写真1 ため池の所在イメージ

2 平成 30 年 7 月豪雨によるため池の被害と対応

(1) 緊急点検の実施 (約 13,000 箇所)

- ・過去の最大月間降水量を超える雨量(呉市約 600mm 等)を記録し、多くの被害が発生。
- ・県は陸路による防災重点ため池の点検と、自衛隊の協力のもとにヘリによる点検を実施。
- ・農林水産省等の応援により、下流の人家等に被害を与える可能性があるため池を点検。
- ・損壊等により対処が必要なため池は、市町やため池管理者等が応急措置を実施。



写真2 ため池の緊急点検及び応急措置の状況

(2) 被害の実態及び要因

- ・雨水が急速に堤体内へ浸透し崩壊が誘発されたこと等が要因となり決壊などの被害が発生。
- ・ため池の多くは直ちに危険な状態ではないが、点検により危険な兆候の察知が必要。
- ・利用されなくなり放置されると堤体に木が繁茂し脆弱になることで決壊するリスクが上昇。
- ・農地の減少に伴う利用者の減少と高齢化等により、適正な管理が厳しくなる状況が増加。
- ・周辺の都市化により、住宅の近隣にあるリスクを認知していない住民も増加。

(3) 国によるため池対策の検討

- ・国は、効果的なため池対策の検討チームを設置し、11月に「ため池対策の進め方」を整理。
- ・広島県もこのチームの委員として、対策の検討に参画。
- ・ため池対策も国土強靱化対策の一環として必要となる予算を確保。
- ・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律案」を第198回通常国会に提出し審議中。
(平成31年3月末時点)

II 総論

1 めざす姿

農業に利用されるため池が適正に保全・管理されることにより、必要となる農業用水を確保するとともに、農業に利用されなくなったため池については、廃止工事を行うことにより、堤体の決壊などによる人的被害の未然防止と下流への被害の最小化を図る。

2 方針の対象

農業に利用するための用水を確保する目的で設置された貯水施設。

3 対策の期間

集中対策期間 2019（平成 31 年度）～2021 年度（平成 33 年度）

III 類型化及び対策の方向

- ・本県のため池は、約 19,600 箇所あるが利用実態や立地条件など、個々の実態がそれぞれ異なる。
- ・それぞれに適した効果的な対策とするため、「農業用水としての利用の有無」や「下流への影響」など 4 つの要素を基に、6 つの区分に類型化。

ため池の類型化(4つの要素)				区分	区分ごとのめざす姿
農業利用	人的被害	管理体制	健全度		
利用あり (継続利用)	被害のおそれなし	管理体制(管理者)が明確	健全度が高い	1	「施設を維持する」≪9,700 箇所程度≫ ○利用するため池は施設を維持する。
	被害のおそれあり		健全度が低い	2	「適正な管理を推進する」≪4,000 箇所程度≫ ○管理体制を強化する。 ○異常気象による被害の低減策を強化する。
			管理体制(管理者)が不明確	3	「防災機能を高める」≪500 箇所程度≫ ○管理体制を強化する。 ○優先度の高い箇所からハード対策を推進する。 ○直ちにハード対策に着手しない箇所については、低水位管理等を実施する。 ○異常気象による被害の低減策を強化する。
利用なし (されなくなった)	被害のおそれなし	管理体制(管理者)が不明確	健全度が低い	4	「利用・廃止を決める」≪400 箇所程度≫ ○ため池の利用者の合意形成を基に、 ・利用するため池は管理体制を確保するとともに ・利用しないため池は廃止を進める。 ○異常気象による被害の低減策を強化する。
	被害のおそれあり		健全度が低い	5	「貯水機能を廃止する」≪4,500 箇所程度≫ ○貯水機能の廃止(落水)を行う。 ※洪水調節機能など、農業利用以外を目的に存続する場合は、管理者を特定した上で適切に管理していく。
			被害のおそれあり	健全度が低い	6

※ 推計箇所数は、既存データから試算したものであり、今後、個々のため池の実態を踏まえ整理する。

基本的考え方

(1) 迅速な避難行動につなげる対策の推進

ため池マップやハザードマップ等の作成と公表など地域住民へ分かりやすく防災情報を提供することにより、迅速な避難行動につなげる。

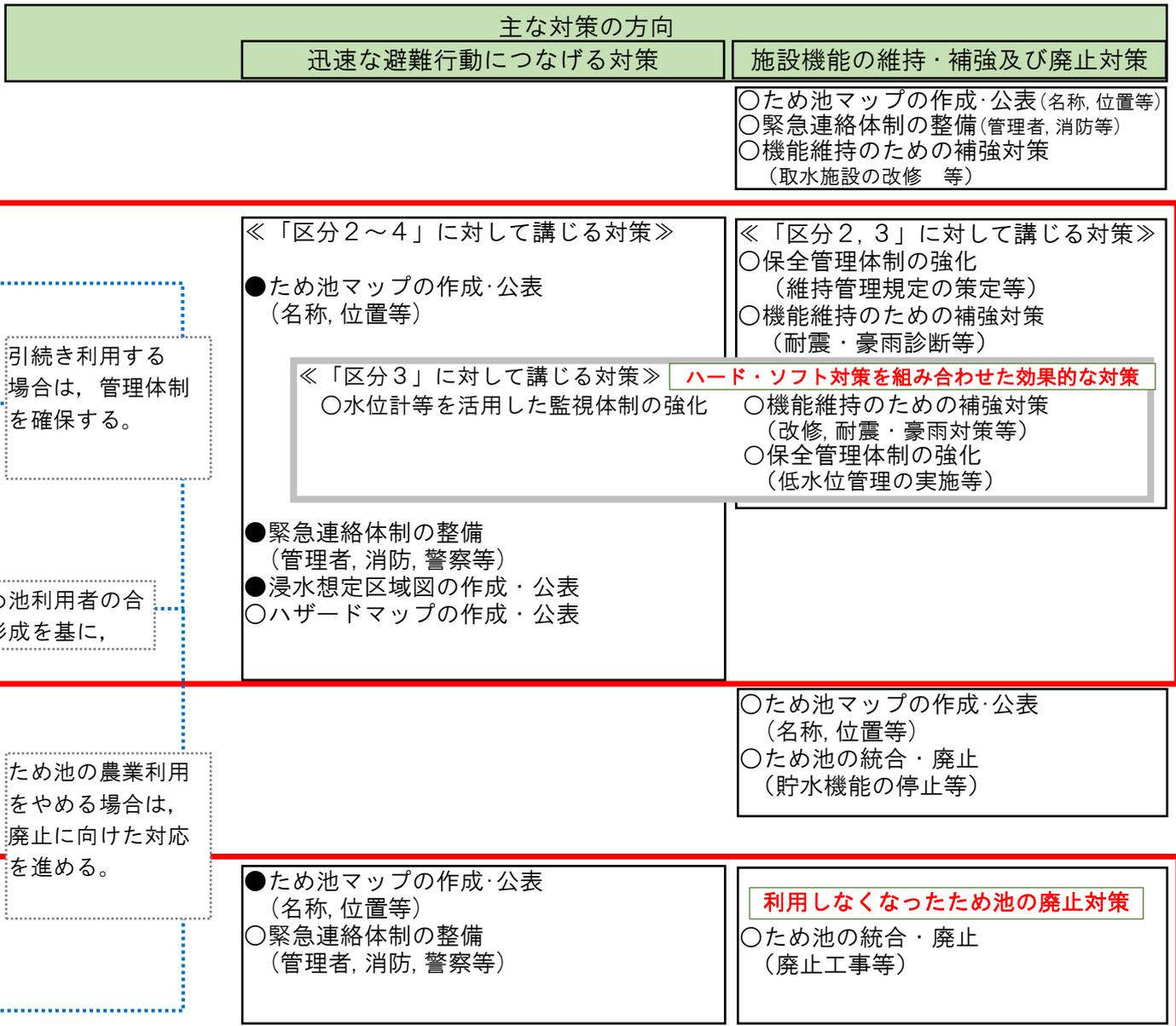
(2) 農業用水として利用するため池の管理強化と補強(施設機能の維持・補強)

決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、すべて新たな「防災重点ため池」に選定し、適切な管理体制の確保と整備工事などの補強対策を推進。

(3) 農業用水として利用しなくなったため池の統合・廃止(施設機能の廃止)

農業用水として利用しなくなったため池のうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、所有者等の合意を得ながら順次、廃止を推進。

- ・それぞれのめざす姿を基に「迅速な避難行動につなげる対策」と「施設機能の維持・補強及び廃止対策」により対策の方向を整理。



※ 現時点での推計対象数に対して、今後3年間(H31～33)で「●：全ての防災重点ため池で早急に行う対策」と、「○：影響度の大きさに応じて段階的に行う対策」に区分。

IV 対策の概要

1 迅速な避難行動につなげる対策の推進

対策の区分
① ため池マップ作成・公表 (ため池の位置, 名称等の基礎情報を地図上で表示 等)
② 緊急連絡体制の整備 (ため池管理者, 行政, 警察, 消防等の連絡体制を整備 等)
③ 浸水想定区域図作成・公表 (ため池が決壊した場合に浸水被害が発生する範囲を地図上で表示 等)
④ 地域防災計画などへの位置付け
⑤ ため池データベースの再整理と活用
⑥ ハザードマップの作成・公表 (ため池が決壊した場合に住民が避難行動をとるために必要な情報を整理 等)
⑦ ため池災害支援システム等の活用, 水位計等を活用した監視体制強化 (遠隔地にあるため池の状況を迅速に把握するための仕組みを整備 等)

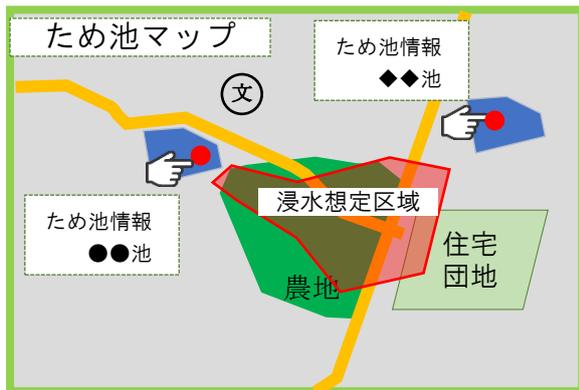


図3 ①ため池マップ
③浸水想定区域図のイメージ

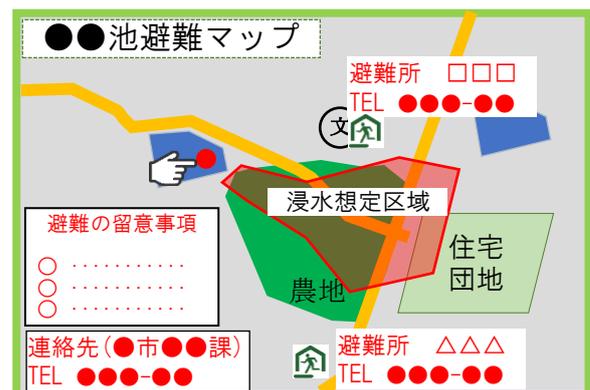


図4 ⑥ハザードマップのイメージ

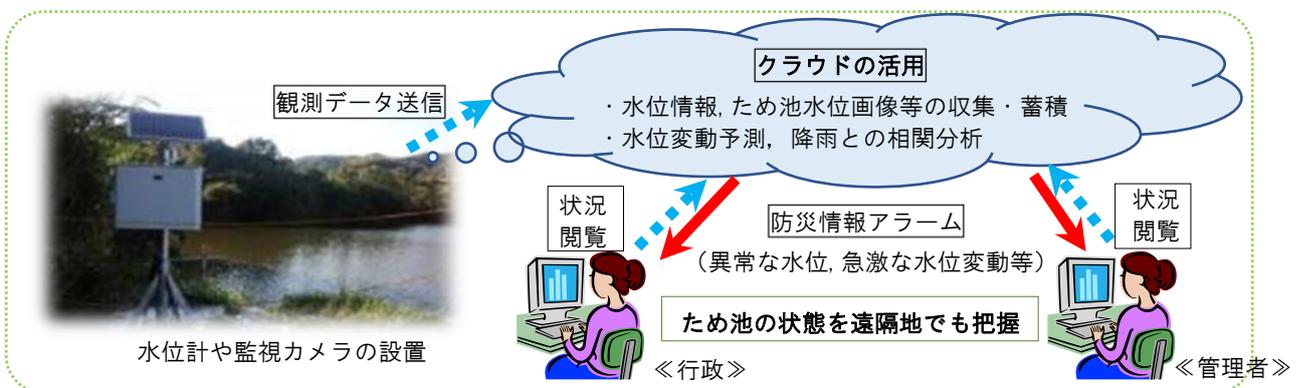


図5 ⑦水位計等を活用した監視体制の強化イメージ

2 農業用水として利用するため池の管理強化と補強

対策の区分	
① 保全管理体制の強化	(ため池の定期点検や低水位管理等による保全管理の強化 等)
② 機能維持のための補強対策	(ため池の耐震・豪雨診断及び耐震補強, 老朽化したため池の改修 等)



写真3 ①保全管理体制の強化（維持管理）



写真4 ②機能維持のための補強対策（改修工事）

3 農業用水として利用しなくなったため池の統合・廃止

対策の区分	
① ため池の統合・廃止	(利用しなくなったため池の廃止工事 等)



写真5 ① ため池の統合・廃止（廃止工事）

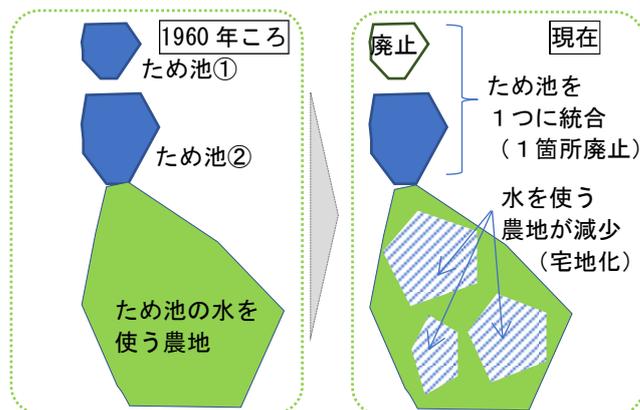


図6 ① ため池の統合・廃止（統廃合）

4 対策のスケジュール

対策等	H30	方針に基づく集中対策期間			H34～ (2022)
		H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	
◆国の動き 国土強靱化対策 ため池の管理及び保全に関する法律		緊急対策期間 審議	法律施行 (予定)		
◆災害復旧 ため池の災害復旧工事		復旧工事			
◆防災重点ため池の選定作業		選定 5/31			
(1) 迅速な避難行動につなげる対策の推進					
●ため池マップ作成・公表		作成・公表			
●緊急連絡体制の整備		作成			
●浸水想定区域図作成・公表		作成・公表			
○ため池データベースの再整理と活用			作成・公表		
○ハザードマップの作成・公表			作成・公表		
○ため池災害支援システム等の活用 水位計等を活用した監視体制の強化		システム整備・検討		システムの運用・改善	
(2) 農業用水として利用するため池の 管理強化と補強					
○保全管理体制の強化		管理強化策の検討	管理強化策の実施		
○機能維持のための補強対策			診断・補強工事		
(3) 農業用水として利用しなくなった ため池の統合・廃止					
○ため池の統合・廃止			廃止工事		

※ 現時点での推計対象数に対して、今後3年間（H31～33）で「●：全ての防災重点ため池で早急に行う対策」「○：影響度の大きさに応じて段階的に行う対策」に区分。

V 推進体制（役割分担）

ため池の適正な管理は管理者等が行うものであるが、市町は地域における防災対策等を推進する立場、県は県全域でのため池の総合対策を推進する立場として、役割を整理する。また、国においては、農業用ため池の管理及び保全に関する法律案が審議されており、可決・施行された際に、義務付けられる管理者等、市町、県それぞれの役割が実行できるよう連携しながら推進する。

1 迅速な避難行動につなげる対策の推進

（市町） ハザードマップの作成・公表などによる防災行動の定着に向けた対策 等

（県） ため池マップの作成と公表、浸水想定区域図の作成と公表による防災情報の提供 等

2 農業用水として利用するため池の管理強化と補強

（管理者等） 日常点検や維持管理の体制確保と実行、異常気象（豪雨・地震等）後の点検 等

（市町） 小規模なため池の改修工事、災害復旧等の補強工事 等

（県） 豪雨・地震および老朽化対策のための補強工事 等

3 農業用水として利用しなくなったため池の統合・廃止

（市町） ため池関係者の調整や計画策定、小規模な廃止工事の実施 等

（県） 廃止工事の実施、市町の計画策定の支援 等

VI その他考慮すべき事項

- ・ 廃止対策は、農業用水の貯水に伴う洪水調節や動植物の生息の場などの機能へ影響があるため市町などとの連携により、地域が必要とする防災機能や、生態系等の保全へも配慮する。